

## 令和7年度人権啓発新聞広告及びインターネット広告事業技術提案実施公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定による随意契約の方法により契約を締結するため、次のとおり技術提案を募集する。

令和7年10月9日

岡山県知事 伊原木 隆太

### 1 技術提案に付する事項

- (1) 業務名  
令和7年度人権啓発新聞広告及びインターネット広告事業
- (2) 業務内容  
「令和7年度人権啓発新聞広告及びインターネット広告事業業務委託仕様書」（別紙）のとおりに
- (3) 契約期間  
契約締結日から令和8年1月30日（金）まで
- (4) 履行場所  
岡山県県民生活部人権・男女共同参画課長が指定する場所
- (5) 委託金額（見積上限額）  
3,693,250円（うち消費税及び地方消費税の額335,750円）以内

### 2 技術提案に参加できる者に必要な資格

技術提案の公告日から落札者が決定する日までの間、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 「岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格者名簿」（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登載されている者であること。
- (2) 「入札参加資格者名簿」の業務種目の分類「大分類5 企画・製作（情報・通信サービスを除く）」の中の、「小分類5 広告・広報」及び「小分類7 デザイン企画」の両種目に登録した業者で、かつ、格付区分が「A」又は「B」であること。
- (3) 「入札参加資格者名簿」に登載された所在地が岡山県内であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (5) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (6) 岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- (7) 岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号）第2条第1号及び第3号に指定する暴力団又は暴力団員等でないこと（参加者が法人である場合は、役員についても当該条件を満たすものであること。以下（8）において同じ。）。
- (8) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外の措置を受けている者でないこと。
- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

### 3 契約条項を示す場所

岡山県県民生活部人権・男女共同参画課

〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6

電話番号(086)226-7406 FAX番号(086)234-5924

### 4 技術提案手続き等

#### (1) 技術提案仕様書の配布期間及び場所

##### ア 配布期間

令和7年10月9日(木)から令和7年10月23日(木)までの  
9時~12時、13時~17時(ただし、閉庁日を除く。)

##### イ 配布場所

上記3の場所に同じ

なお、岡山県県民生活部人権・男女共同参画課ホームページからダウンロードで  
きる。

#### (2) 仕様等に対する質問の受付

##### ア 受付期限

令和7年 10月23日(木)17時(必着)

##### イ 受付方法

「仕様等に対する質問・回答書」(様式第2号)によりFAX又は電子メールで  
送付すること。

不着等の事故を防ぐため、FAX又は電子メール送信後、電話で送付の旨を連絡する  
こと。なお、電話又は口頭による質疑には応じられない。

##### ウ 宛先

岡山県県民生活部人権・男女共同参画課

FAX番号(086)234-5924

メールアドレス jinken-danjo@pref.okayama.lg.jp

##### エ 回答方法

質問者へはFAX又は電子メールにより、回答を行う。

また必要に応じて、人権・男女共同参画課ホームページへも掲載する。

ただし、本技術提案に直接関係ない質問に対しては回答を行わない場合がある。

なお、この回答は仕様書の内容の追加又は修正とみなす。

#### (3) 技術提案参加資格確認申請書(様式第1号)の提出の期限、場所及び方法

##### ア 提出期限

令和7年10月23日(木)17時(必着)

##### イ 提出場所

上記3の場所に同じ

##### ウ 提出方法

持参又は郵便等(書留郵便その他これに準じる方法によるものに限る。(電子メー  
ル不可))

#### (4) 技術提案参加資格要件の審査

##### ア 事前審査

技術提案参加資格確認申請書を提出した者について、2(1)から(3)まで及  
び(5)から(8)までの事項について審査し、不適合と認められる者に対しては、  
その旨を通知する。この通知を受けた者は、この技術提案に参加することができな  
い。

##### イ 事後審査

アに規定する事項を除く技術提案参加資格要件の審査は、提案書等審査日に行う。

##### ウ 技術提案参加資格がないとされた理由の説明の要求

技術提案参加資格がない旨の通知を受け取った者は、当該通知を受け取った日の  
翌日から起算して7日以内に、(2)ウのあて先に、FAXにより、技術提案参加

資格がないとされた理由の説明を求める書面を提出することができる。

(5) 提案書の提出

ア 提出期限

令和7年10月30日(木)17時(必着)

イ 提出場所

上記3の場所に同じ

ウ 提出書類

(ア) 誓約書(様式第3号)

(イ) 提案書(様式任意、A4判又はA3判)

提案書には次に掲げる内容を必ず具備すること。

- ・趣旨説明
- ・広告案
- ・掲載紙面、掲載日、掲載紙面段数
- ・インターネット広告においては、各メディア(チャンネル)における、掲載計画及び広告の表示回数、クリック数、クリック率・クリック単価など適切なKPI

※公平性を期すため、参加事業者名を伏せた上で書類審査を行うので、提案書の表紙面以外に事業者名は記載しない。

(ウ) 見積書(様式任意、A4判)

エ 提出方法

持参又は郵便等(書留郵便その他これに準じる方法によるものに限る。(電子メール不可))

オ 提出部数

誓約書及び見積書 1部

提案書 9部

## 5 審査及び選定

(1) 審査方法

複数の選定委員で構成する選定委員会において、別添「令和7年度人権啓発新聞広告及びインターネット広告事業」委託事業者選定審査要領により、提案書等の内容を審査し、総合点が最も高い技術提案者を契約の相手方の候補者として選定する。

(2) 審査結果の通知方法

審査結果は、技術提案者全員に郵送により通知する。なお他の者に係る審査の結果や内容についての問い合わせには応じない。

## 6 契約の締結

(1) 契約の締結

委託候補者の選定後、採用された技術提案を基本として、県と当該委託事業者が再度詳細な協議を行った後、契約を締結する。

(2) 契約保証金

岡山県財務規則(昭和61年岡山県規則第8号)第153条及び第155条の規定による。

(3) 契約については、契約書に定める事項のほか、岡山県財務規則その他法令に定めるところによる。

## 7 不適格事項

次のいずれかに該当するときは、その者の参加及び提案は無効とする。

(1) 技術提案に参加する資格のない者が提案したとき。

(2) 提案書が、上記4の(5)のアの提出期限を越えて提出されたとき。

(3) 提案書に不足又は虚偽の内容があったとき。

(4) 見積書が、上記1の(5)の条件を満たさないとき。

- (5) 提案者が、上記2に定める技術提案に参加できる者の資格を喪失したとき。
- (6) その他、提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

## 8 その他

- (1) 提出された提案書類等の追加及び修正は認めない。
- (2) 提出する提案書は、各技術提案参加者ごとに1案とする。
- (3) 技術提案に係る費用は、すべて技術提案参加者の負担とする。
- (4) 提出された書類は、委託事業者の選定を行うのに必要な範囲内において複写することがある。
- (5) 技術提案参加者に対して、提出書類の内容について説明を求めることがある。
- (6) 提出書類は返却しない。
- (7) 審査経過については公表しない。
- (8) 受託者決定後に広告案を修正することがある。

## 「令和7年度人権啓発新聞広告及びインターネット広告事業」 委託事業者選定審査要領

### 1 趣 旨

この要領は、標記委託事業者の選定に係る審査に必要な事項を定める。

### 2 審 査

(1) 審査は、委託事業者選定委員会の委員による書類審査とする。

(2) 書類審査は、各技術提案参加者から提出された提案書に基づき、3に定める内容により行う。

(3) 1人の審査員につき評価点の合計が26点を下回る企画案は採用されない。

(4) 各選定委員の評価点を合計し、最も高かった者を委託候補者として選定する。ただし、合計点が最も高い者が複数いた場合は、見積額を審査対象とし、低額の者を選定する。さらに同額の場合は、委員長の合計点が高い者を委託候補者として決定する。

### 3 審査項目等

| No. | 審査項目        | 審査基準                                                                                                                                              | 配点<br>(満点) |
|-----|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1   | 業務実施体制、実施方針 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業の実施に当たり十分な体制を有しているか。</li> <li>・事業目的等を適切に踏まえた実施方針となっているか。</li> </ul>                                    | 5点         |
| 2   | 担当者の専門性     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・インターネット広告に関する豊富な経験や知識を有する担当者を確保しているか。</li> </ul>                                                          | 5点         |
| 3   | 全体的な内容      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・仕様書の条件を満たしているか。</li> <li>・伝えたいことが県民に分かりやすく伝わるか。</li> <li>・県民が自らの課題として捉え、人権意識の喚起につながる工夫がされているか。</li> </ul> | 5点         |
| 4   | レタリック・デザイン  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・親しみやすく、関心を引くものか。</li> <li>・イラスト、写真は趣旨に沿っているか。</li> <li>・文章や文字は読みやすい工夫がされているか。</li> </ul>                  | 5点         |
| 5   | キャッチコピー     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・人権課題を適切に捉えているか。</li> <li>・そのコピーが、読者の人権課題に対する意識と強く結びつく工夫がされているか。</li> </ul>                                | 5点         |
| 6   | K P I       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・インターネット広告の表示回数等、K P I の設定は適切か。</li> </ul>                                                                 | 5点         |
| 7   | 配信計画        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・効果的な配信計画についての検討があるか。</li> </ul>                                                                           | 5点         |
| 8   | 配信結果の分析     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・インターネット広告のアクセス傾向等の分析について、十分検討されているか。</li> </ul>                                                           | 5点         |
| 9   | 業務実績        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・類似事業に関する業務について、過去に国又は地方公共団体との契約実績があるか。</li> </ul>                                                         | 5点         |
| 10  | 見積書         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・経費の積算は適切か。</li> </ul>                                                                                     | 5点         |
|     | 計           |                                                                                                                                                   | 50点        |